

ドリームシアター岐阜 指定管理者申請要項

令和8年7月

岐阜市子ども未来部子ども支援課

目 次

1	選定の趣旨	1
2	基本的な運営方針	1
3	申請資格	1
4	指定期間	2
5	施設の概要	2
6	指定管理者が管理する施設の管理運営形態等	3
7	指定管理に関する経費	8
8	指定管理者の審査・選定の方法	10
9	協定書の締結	13
10	スケジュール	13
11	申請手続等	13
12	問い合わせ先及び書類の提出先	15

【参考資料】

- 資料1 ドリームシアター岐阜指定管理仕様書
- 資料2 指定管理業務に係る特記仕様書
- 資料3 収支予算立案のための参考情報
- 資料4 目的外使用許可について
- 資料5 ドリームシアター岐阜の管理運営に関する協定書（案）

【提出書類様式】

- 様式1（第5条関係） 岐阜市ドリームシアター岐阜指定管理者指定申請書
- 様式2 ドリームシアター岐阜の管理に関する収支予算書
- 様式3 ドリームシアター岐阜事業計画書兼提案書
- 様式4 ドリームシアター岐阜の指定管理者指定申請にかかる誓約書
- 様式5 役員名簿照会及び同意書
- 様式6 指定管理者申請要項等に関する質問票
- 様式7 辞退届

1 選定の趣旨

児童に健全な遊びを与え、安心して過ごすことができる安全な居場所を提供することを設置目的とするドリームシアター岐阜（以下「施設」という。）の管理について、地方自治法第244条の2第3項及び岐阜市ドリームシアター岐阜条例施行規則（平成27年岐阜市規則第55号）（以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、施設の設置目的をより効果的・効率的に達成することができる指定管理者を選定します。

なお、指定管理者制度は市議会の議決を経て市が指定する法人その他の団体が施設の管理を代行するものであり、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、一層の市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

指定管理者は、公正かつ適正で、より効果的・効率的な運営の下、安定的な施設の運営を確実に実施していただく必要があります。

2 基本的な運営方針

本施設は、岐阜市の児童の健全な遊びの指導及び家庭・学校以外の居場所「サードプレイス」の提供を行う施設です。

「ふれあい・遊び・創造」をテーマとし、児童の遊びを援助し、工芸等の創造活動や、鑑賞会、講習会の開催などの事業を展開していきます。

また、サードプレイスの役割を担い、学びの多様化学校、子ども・若者総合支援センター及び中央青少年会館などと連携を図り、不登校児童等及び、日常生活又は社会生活を営む上で様々な悩み又は、困難を有する児童の声に耳を傾けるなど安心・安全な居場所の提供を目指す役割を担うこととし、指定管理者の創意工夫により、効率的・効果的な運営管理を図り、児童の健全育成に寄与するとともに、市民へのサービス提供を向上させることを基本的な運営方針とします。

3 申請資格

申請資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- (1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下、「団体」という。）であること。
- (2) 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項（昭和22年法律第67号）の規定により指定の取消しを受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。
- (4) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとさ

れる破産事件に係るものを含む。) でないこと。

- (7) 市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。
- (8) 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
- (9) 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納がない団体であること。
- (10) 施設の管理運営のために必要な資格、免許を有すること。

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

5 施設の概要

(1) 名称

ドリームシアター岐阜（平成6年建築）

(2) 所在地

岐阜市明德町6番地

(3) 施設構成・規模・構造

構 造 鉄筋コンクリート造8階建て

敷 地 701.51 m²

建築面積 609.58 m²

延床面積 3,951.74 m²

駐車場台数 タワーパーキング式 26 台収容

各階施設

1階 事務室・ロビー・展示ルーム

2階 ドリーム ホット スペース・研修室1・和室1・和室2

3階 クッキングルーム・研修室2・研修室3・会議室

4階 子どものフロア・プレイルーム

5階 子どものフロア・クラフトルーム

6階 音楽スタジオ・リハーサル室

7階 メインホール・楽屋兼工房室

8階 調音調光室・機械室

(4) 運営状況（実績等）

事業・業務内容

・施設の運営に関すること

人員配置及び人員管理

利用者への利用案内

使用申請の受付・使用許可等に関すること

使用料等の徴収事務

- 支出事務
- 適切な運営
- 緊急時等の対応
- 指定一般避難所としての対応
- 印刷物の作成
- 消耗品の管理及び購入
- ・施設の維持管理に関すること
 - 清掃業務
 - 衛生的環境の確保
 - 施設・設備点検
 - 修繕等
 - 施設の巡回及び警備
 - 空調の調節・取替え等
 - 照明設備の調節・管理
 - 各種管理業務の日誌管理・保管
 - その他管理
- ・指定事業の実施に関すること
 - セミナー（講座）、人形劇公演及びイベントの実施
 - 家庭、学校以外の居場所「サードプレイス」としての役割
 - 学びの多様化学校、子ども・若者総合支援センター、中央青少年会館、
 - 児童館・児童センター、柳ヶ瀬子育て支援施設（ツナグテ）、学校、科学館等
 - との連携
 - ボランティア育成・市民協働の推進
 - おもちゃ等の貸し出し事業
- ・経営管理業務に関すること
 - 事業計画の策定業務
 - 業務報告書の作成等
 - 会計報告書の作成等
 - 経理規程
 - 立ち入り調査
- ・その他
 - その他、施設の管理上、市が必要と認める業務

6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等

（１）管理運営形態

本施設は、市が支払う指定管理料により管理運営していただきます。

市は指定管理者からの申し出に基づき、指定管理者を指定公金事務取扱者（※）として指定し、指定管理者は施設の使用料や人形劇鑑賞会観覧料を市に納入していただきます。なお、施設の使用料は岐阜市ドリームシアター岐阜条例（以下「条例」という。）で定められています。

(※) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の規定により、公金の徴収・収納や支出に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち普通地方公共団体の長から公金事務を委託（指定）された者を指します。指定公金事務取扱者に指定された者は、市にかわり使用料等の公金を徴収することができます。

（２）管理基準

①開館時間

午前 9 時から午後 9 時まで

ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）は、午前 9 時から午後 5 時まで

②休館日

ア 月曜日。ただし、祝日法による休日と重なった場合は、その翌日以降最初に到来する祝日法による休日でない日とします。

イ 祝日法による休日の翌日。ただし、土曜日、日曜日又は祝日法による休日（以下「土曜日等」という。）と重なった場合は、その翌日以後最初に到来する土曜日等でない日とする。

ウ 年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）

なお、指定管理者は、施設の管理上特に必要があると認めるときは、市の承認を得て臨時に休館し、又は休館日を変更することができます。

③使用許可等の基準

ア 使用の制限

条例第 7 条の各号に該当する場合は、使用許可はできません。

条例第 8 条の各号に該当する場合には使用許可を取り消し、又は、使用の中止を命令することができます。

イ 使用の許可

規則に従ってください。

④個人情報の保護及び情報公開の推進

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。そこで、指定管理者として指定された場合は、資料 2「指定管理業務に係る特記仕様書」に定める事項を遵守していただきます。また、指定管理者は、資料 2「指定管理業務に係る特記仕様書」に定める事項の範囲内で、施設の管理運営の状況、施設の利用状況、アンケートの実施内容等などについて、積極的な情報公開の推進に努めることとします。

⑤目的外使用の基準

「資料 4 目的外使用許可について」を参照してください。

⑥災害発生時の指定管理者の対応について

ア 施設は岐阜市地域防災計画において指定一般避難所等に指定されているため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した時は、市の依頼により避難所の開設及び運営に応じること。

イ 災害が発生した時は、施設及び周辺の状況を把握し市に報告すること。

ウ 災害が発生した時は、施設の管理保全に努めるとともに、被害の拡大防止に努めること。

⑦SDGs 及び環境への配慮について

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたっては、次のような環境への配慮に努めることとします。

ア 省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出抑制に努めること。

イ 廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に努めること。

ウ 環境負荷の低減に配慮した物品の購入に努めること。（グリーン購入の推進）

⑧その他

資料 2 「指定管理業務に係る特記仕様書」の規定を遵守すること。

（３）業務の範囲

①施設の管理に関する業務

②使用の許可及び制限に関する業務

③使用料の徴収及び減免に関する業務

④条例第 3 条に規定する事業の実施に関する業務

⑤上記に掲げる業務のほか、ドリームシアターの管理上又はドリームシアターの設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

なお、詳細は、資料 1 「ドリームシアター岐阜指定管理仕様書」を参照ください。

また、本市では住民サービス向上の観点、窓口の事務効率化のため、キャッシュレス決済を導入しております。

そのため、使用料等の徴収にあたっては岐阜市が貸与する機器（※）を用いたキャッシュレス決済を行っていただきます。なお、決済端末のレンタル料及び決済に係る手数料は、岐阜市が負担します。

※自主事業など、指定管理者の収入にかかる決済にはご利用いただけません。

※施設の物品と同様に指定管理者の責めに帰すべき事由による機器の損傷や機器の紛失は指定管理者の負担による修繕になりますので、機器の取り扱いには十分にご注意願います。

（４）権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供することはできません。

（５）業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。その他一部の業務の再委託については、事前に市の承認を得なければなりません。

（６）職員の継続雇用

現在勤務している職員から継続雇用の希望があった場合は、継続雇用を検討するように配慮してください。

（７）自主事業（指定管理者の費用負担による業務）

自主事業の実施にあたっては、以下の点に留意してください。

- ・事業内容が施設の設置目的の範囲内又は目的を妨げないものであること。
- ・指定管理者の創意工夫やノウハウを活かすことにより、施設の利用促進やサービスの向上に資する事業であること。
- ・指定管理者が自らの費用負担により実施し、事業の実施により発生する収入は指定管理者に帰属するが、損失が発生した場合でも、市は補填しません。
- ・事業実施前までに市の承認を得ること。また、その内容が目的外使用に該当すると認められるときは、目的外使用の許可を得ること。
- ・指定管理者に施設の優先的な使用を認めるものではなく、指定管理者による施設使用及び目的外使用（※）は一般利用者と同等になるため、長期にわたり独占的に使用する提案は避けること。

（※）目的外使用については資料４「目的外使用許可について」を参照してください。

（８）リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

（負担者側に ○）

No.	種類	リスクの内容	負担者	
			市	指定管理者
1	指定管理（管理主体）への円滑な移行（引継ぎ）	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	協定書（第４条）にて示される業務に直接関係する法令等の変更	○	
3	管理運営の中断・中止等	市の判断又は市の責めに帰すべき事由による場合（施設の瑕疵・施設改修等）	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による場合（事業放棄・破綻等による指定取消しまたは業務の停止）		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等（岐阜市が取得するもの）	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	物価変動及び事業条件（仕様）変更以外の要因による管理運営費の増大		○

		上記のうち、急激な物価上昇等、特殊な事由が認められる場合	○	
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変動	利用者数の変動等の需要変動		○
		上記以外で、指定管理者の責めに帰さない事由により、当初の需要見込みと大きく異なると認められる場合	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等、市の責めに帰すべき事由による場合	○	
		施設管理運営上、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害（騒音、振動、臭気等）		○

このうちNo.11の「利用者への対応」については、下記の「**市民総合賠償補償保険**（全国市長会）」は、**全ての指定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなして**おり、本市が加入しているため、新たに保険加入する必要はありません。ただし、指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の対象とならない損害を補償対象とする必要があると判断する場合や、同保険による補償額以上の補償を確保する必要があると判断する場合は、指定管理者は別途、自らの負担で保険加入してください。

<市民総合賠償補償保険>

種類	賠償責任保険	補償保険
保険金額	身体賠償 1名につき 3,000万円	死亡補償保険金 500万円
	1事故につき 3億円	後遺障害補償保険 20万～500万円
	財物賠償 1事故につき 1,000万円	入院補償 1日から適用
		通院補償 6日から適用
対象範囲	施設の瑕疵や事業の過失	市が主催・共催した事業での事故を対象

※指定管理者の負担により実施する自主事業については保険の対象となりません。

※補償保険については、指定管理者は被保険者と認められていません。市が主催・共催した事業での事故を対象に、市を被保険者として補償されるものです。

（９）指定の取消し等

市は、指定管理者が以下のいずれかに該当すると認めたときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

- ・関係法令、条例、規則又は協定書に基づく市の指示に従わないとき。
- ・関係法令、条例、規則又は協定書に違反したとき。

- ・申請要項の申請資格に不適合となったとき。
 - ・経営状況が著しく悪化するなど公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- このことにより生じた損害の賠償を、市は指定管理者に対し命ずることができます。

(10) モニタリングの実施

① モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。

さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

ア 事業報告

事業報告書を作成し、定期的に提出していただきます。また、必要に応じて報告書を提出していただくことがあります。

イ 状況確認

市は、随時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

ウ 経営状況の把握

市は、指定管理者の直近の経営状況を把握するため、必要に応じて、貸借対照表、損益計算書などの書類を提出していただくことがあります。

エ 評価

施設の管理運営状況についての評価を行うこととし、評価結果を市のホームページ等にて公表します。

② 施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善に向けた反映状況について市に報告していただきます。

③ 帳簿類等の提出要求

指定公金事務取扱者は、帳簿の保存等が必要となります。

また、市による検査を実施することがあります。

7 指定管理に関する経費

- (1) 指定管理者は、指定期間中会計年度ごとに市が支払う指定管理料により、上記の管理の基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。
- (2) 年度の指定管理料の算定にあたっては、以下の金額を上限とします。ただし、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は10%で算定するものとします。収支予算立案のための参考情報については資料3「収支予算立案のための参考情報」を参照してください。

上限額（千円・消費税等込）

年度（令和）	9	10	11	12	13	合計
ドリームシアター岐阜	113, 129	113, 129	113, 129	113, 129	113, 129	565, 645

＜単年度の上限額の積算内訳＞

費目	金額（千円）
人件費	60, 313
需用費 （光熱水費・燃料費）	9, 498
電気料金	5, 191
ガス料金	3, 800
上下水道料金	476
灯油料金	31
報償費	2, 440
旅費	10
需用費（修繕等）	4, 701
役務費（通信運搬費等）	2, 002
委託料	20, 062
使用料及び賃借料	520
備品購入費	690
その他経費（租税公課等）	5, 167
事務経費	7, 726
合計	113, 129

- （３）指定期間中の各年度の指定管理料は申請団体の提案した指定管理料の額とし、法の改正や災害等特別な場合や、中間見直しを行う場合を除いて、原則、指定期間中は増額しません。

【中間見直しについて】

基準となる経済指標の推移と各費目の収支決算などを勘案し、見直しの対象となった場合に指定管理料の増額又は減額を行います。

見直しは、２年目までの決算を基に、３年目（中間年）に判断します。積算した見直し額は４年目以降（２年分）の指定管理料として反映します。

- （４）指定管理料は原則として精算しませんが、協定外の事項の発生により事業計画の見直しが必要となる場合は、市と指定管理者による協議に基づき精算を実施することがあります。
- （５）施設の使用料及び人形劇鑑賞会観覧料の収入は市の歳入となります。
- （６）市が提案を求め、審査により市の認めた指定管理者が行う指定事業の収入は、市の歳入

（収入）となります。（自主事業の収入は、指定管理者の収入となります。）

（７）指定管理料は、会計年度ごとに支払います。

（８）指定管理業務に係る経理は、専用の口座で管理してください。

また、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理を明確に区分して整理してください。

（９）指定管理者は、①法人等にかかる市民税、②新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税（償却資産）等の納税義務者となる可能性がありますので、①については岐阜市市民税課、②については岐阜市資産税課にお問い合わせください。なお、法人税、消費税等の国税については税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については、県税事務所へお問い合わせください。

８ 指定管理者の審査・選定の方法

（１）基本的な考え方

指定管理者制度の趣旨や施設の設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法等を定めます。

（２）審査方法

提出された申請書の審査については、申請資格等に該当するかどうかを審査する第１次審査と、第１次審査を通過した申請団体について、必要に応じてヒアリング、プレゼンテーション等により事業計画書等の内容を審査する第２次審査を行います。指定管理者候補者の選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定することとなります。

審査は、「岐阜市子ども未来部指定管理者選定委員会」（以下、「委員会」という。）において非公開で行います。

なお、申請団体と選定委員会との利害関係を確認するため、第２次審査前に「委員との利害関係に関する申立書」を提出いただきます。

（３）審査結果

審査結果及び選定・選定外の理由は、後日申請団体へ通知します。

また、審査結果は、市ホームページ等で公表します。

（４）選定方式

第１次審査（資格審査及び書類審査）

次の審査項目について事務局で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。また、審査項目８の『「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第４条に規定する排除措置の対象でないこと』について審査するため、役員等の氏名、生年月日等を照会します。報告に基づき委員会において審査を行い、不適合な者は失格とします。

審 査 項 目		適・否
1	個人ではなく、法人その他の団体であること。	適・否
2	過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。	適・否
3	地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。	適・否
4	会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。	適・否
5	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。	適・否
6	破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。	適・否
7	市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。	適・否
8	「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。	適・否
9	市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納がない団体であること。	適・否
10	施設の管理運営に必要な資格、免許を有すること。	適・否
11	申請要項、仕様書の内容を満たしていること。	適・否

※第1次審査時点以降、上記審査項目の不適合に該当した場合は、申請団体もしくは指定管理者としての資格を喪失したものとします。

第2次審査（提案内容等の審査）

第1次審査を通過した申請団体について、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定性・安全性」、「貢献性」の観点から、必要に応じヒアリング、プレゼンテーション等によりその提案内容等を審査するものです。

選定基準及び評価項目については次のとおりとし、採点は200点を満点として合計点と区分ごとの採点内容を勘案し、出席委員の協議による「総合評価」により選定します。

ただし、採点の結果が配点合計の6割未満の場合は指定管理者の候補者として選定しないこととします。

＜選定基準及び評価項目＞

区 分	配点	選定基準	評 価 項 目
公平性 透明性	20	住民の平等利用が確保されること	『住民の平等利用が確保されること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）
			平等利用を確保するための体制、モニタリングなど
			情報公開、広報の方策
			その他申請団体の提案によるもの
効果性	60	事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること	『事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）
			事業計画書兼提案書のうち「その他の提案」の提案内容
			既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容
			利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など
			利用者に対するサービス向上の方策（窓口対応、プロモーション、設備の整備など）
			利用促進、利用者増の方策
			サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど
			その他申請団体の提案によるもの
効率性	35	事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること	『事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）
			指定管理経費の設定額
			指定管理経費の妥当性（サービスとコストのバランスなど）
			管理経費縮減の具体的方策
			スタッフ配置の妥当性（シフトに無理はないか）
			その他申請団体の提案によるもの
安定性 安全性	50	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	『事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）
			当該公の施設に類似あるいは関連する事業、業務などの実績
			経営基盤の安定性
			組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識など
			スタッフ（採用予定者も含む）の管理、監督体制
			スタッフ（採用予定者も含む）の人材育成の方策
			リスクへの対応方策（利用者の安全確保策、非常時の対応マニュアルなど）
			その他申請団体の提案によるもの
貢献性	35	事業計画書の内容が、岐阜市の振興、活性化などに貢献できるものであること	『事業計画書の内容が、岐阜市の振興、活性化などに貢献できるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）
			地元の法人その他の団体の育成（一部業務の再委託先）
			地元の住民、高齢者、障がい者等の雇用
			地元での社会活動等への参加
			他の市有施設との連携、地元住民等との交流の促進
			その他申請団体の提案によるもの

9 協定書の締結

市議会の指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、管理運営業務実施にあたっての細目事項や指定管理料についての協定書を締結します。

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

10 スケジュール

- | | | |
|-----|--------------------------|---------------------------|
| (1) | 申請要項の配付 | 令和8年7月15日（水）～ |
| (2) | 質問受付期間 | 令和8年7月15日（水）～令和8年8月7日（金） |
| (3) | 申請書受付期間 | 令和8年7月15日（水）～令和8年8月21日（金） |
| (4) | 第1次審査（資格審査等） | 令和8年8月下旬～9月上旬 |
| (5) | 第2次審査（提案内容等の審査） | 令和8年9月下旬～10月中旬 |
| (6) | 選定結果の通知・公表 | 令和8年11月上旬頃 |
| (7) | 市議会へ指定議案を提出・債務負担行為予算案を提案 | 令和8年11月下旬頃 |
| (8) | 指定の通知 | 令和8年12月下旬頃 |
| (9) | 協定書の締結 | 令和9年1月頃 |

11 申請手続等

(1) 申請書類等の提出方法等

申請書類等は子ども支援課まで持参（受付時間：土日祝日を除く午前8時45分から午後5時30分）するか、オンライン申請フォーム（ページ番号：1011049）のいずれかにてご提出ください。

※提出期間内必着

ただし、オンラインで提出する場合も（2）提出書類の番号下に※がある資料については書面で提出してください。

（注意事項）

- ・申請に要する経費は全て申請者の負担となります。
- ・申請者から提出された書類は、指定管理者が選定されるまでの間は非公開とするとともに、一度提出された事業計画書兼提案書や管理運営費などの施設の管理運営の根幹に関わる内容の変更は認めません。

(2) 提出書類

「提出書類一覧」及び「様式」は以下のとおりとなります。

	提出書類	主な記載内容	様式
1	岐阜市ドリームシアター岐阜指定管理者指定申請書 （正本1部、副本10部）		様式1 第5条関係
2	団体の概要及び活動状況を記した書類 （正本1部、副本10部）	①令和8年7月1日以降に発行された 登記事項証明書（全部事項証明書）	—

※		②直近3事業年度の決算期の財務諸表 ③団体の概要及び活動状況がわかる書類（団体のパンフレット等）	任意 任意
3 ※	定款、規約又はこれらに類する書類の写し （正本1部、副本10部）		—
4	ドリームシアター岐阜の管理に関する収支予算書（令和9年度～13年度） （正本1部、副本10部）		様式 2
5 ※	ドリームシアター岐阜事業計画書兼提案書（正本1部、副本10部）		様式 3
6 ※	ドリームシアター岐阜の指定管理者指定申請にかかる誓約書 （正本1部）		様式 4
7 ※	納税証明書 （滞納がないことを証明すること） （正本1部）	令和8年7月1日以降に発行された、直近3か年分の原本 （対象となる税） 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税	—
8 ※	役員名簿照会及び同意書 （正本1部）	役員等の役職、氏名、生年月日、住所等	様式 5
9	防火管理者の資格を証する者の写し （正本1部、副本10部）		—
10	【必要に応じてメールで提出】 指定管理申請要項等に関する質問票		様式 6
11	【必要に応じて】 辞退届		様式 7

- ・ 副本は正本の複写で差し支えありません。
- ・ 用紙は日本工業規格 A 4 サイズとします。ただし、A 3 サイズの図面等のみ A 4 サイズに折って使用することができます。なお、団体概要を示すパンフレット等については、サイズを問いません。
- ・ 申請書等の印字については片面印刷、両面印刷のどちらでも可とします。
- ・ 申請書等を綴じる順番は上記表の順とし、ホチキスなどで綴じないこと。
- ・ 提出していただいた書類は、返却いたしません。

（３）質問の受付

質問の受付期間は、令和8年7月15日（水）から8月7日（金）までとします。

質問票（様式 6）を作成のうえ、岐阜市子ども支援課（k-shien@city.gifu.gifu.jp）宛にメールでご提出ください。なお、質問に対する回答は、申請要項等と一体のものとして同等の効力を有します。

(4) 申請に関する留意事項

①働きかけの禁止

選定委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本件提案についての不当な接触を禁じます。働きかけの事実が認められた場合、失格とします。「働きかけ」の基準、判断手順は「岐阜市指定管理者制度基本方針」のとおりとします。

②虚偽の記載をした場合の取り扱い

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

③申請書類の取り扱い

申請書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

④申請の辞退

申請受付後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出してください。

⑤提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、申請団体の提出する書類の著作権はそれぞれの申請団体に帰属します。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

⑥追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

⑦情報公開制度の対象

申請者が提出した書類等は岐阜市情報公開条例（昭和60年6月20日岐阜市条例第28号）第2条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。

⑧資料等の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。
また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

12 問い合わせ先及び書類の提出先

岐阜市子ども未来部子ども支援課管理係（担当：鎌田、伊藤）

〒500-8701 岐阜市司町40番地1（岐阜市庁舎2階）

電話：058-214-2398（直通）

E-mail：k-shien@city.gifu.gifu.jp